

徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱要領

平成 27 年 4 月 1 日制定

1 趣旨

この要領は、徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部(以下「本学」という。)における公的研究費の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査方法等に関し必要事項を定めるものとする。

2 対象とする研究費不正

本要領が対象とする研究費不正とは、公的研究費において、物品の架空請求による業者への預け金、実体を伴わない旅費・謝金の請求等による不正をはじめ、法令または研究資金配分機関が定める規程等および学内規程に違反する経費の使用または処理をいう。

3 報告

最高管理責任者は、研究費不正に関する通報又は報道等により研究費不正に関する指摘(以下「通報等」という。)があった事項について、通報等があった日から 30 日以内に、内容の合理性を確認して調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を研究資金配分機関に報告する。

4 調査

(1) 最高管理責任者は前項において、調査が必要と判断した場合は、当該キャンパスに研究費不正調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(2) 委員会は、通報等があった事項について、調査、審査、及び認定を行うとともに、認定結果に基づく勧告等の措置を行う。

(3) 委員会は、次の委員をもって組織する。

ア 統括管理責任者

イ 最高管理責任者が指名する本学の大学教育職員

ウ 最高管理責任者が指名する学外の有識者

エ 監事

オ 本部総務部長

カ 本部経理部長および本部経理部副部長

キ その他最高管理責任者が必要と認める者

(4) 委員会委員の任期は、委員会が組織された日から当該事案に係る任務が終了した日までとする。

(5) 委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(6) 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。副委員長は、委

員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 審査及び認定

- (1) 委員会は、通報等があった事項について、速やかに調査を行い、不正の有無及び不正内容、関与した者及びその関与の程度、不正の相当額等について審査する。調査開始後概ね3か月以内に事実の認定を行い、最高管理責任者に報告するとともに、当該通報者及び調査対象者に認定結果を通知するものとする。
- (2) 委員会は、前項の事実の認定を行うに当たっては、調査対象者に、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- (3) 委員会は、必要に応じて、調査対象者に対し、公的研究費の一時的執行停止を命ずることができる。

6 認定後の措置

- (1) 委員会は、不正の存在を認定した場合には、当該事案に対し、つぎの措置をとることができる。
 - ア 調査対象者に対する教育研究活動の停止、研究費の使用停止、返還等の措置に関する最高管理責任者及びコンプライアンス推進責任者への勧告
 - イ 調査対象者に対する定期的な報告の義務づけ等の継続的な指導
 - ウ 研究資金配分機関、関連教育研究機関等への通知及びこれらの機関等との協議
- (2) 委員会は、不正が存在しなかったことを確認した場合には、調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のための、十分な措置をとらなければならない。
- (3) 委員会は、公的研究費の不正に関する通報が悪意に基づく通報であると認定した場合には、最高管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に通知するものとする。

7 不服申し立て及び再調査

- (1) 委員会の認定に不服のある通報者及び調査対象者は、認定結果通知後10日以内に、委員会に不服申立を行うことができる。
- (2) 委員会は、認定結果に対する不服申立があった場合には、その趣旨、理由等を勘案の上、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立の却下を決定したときには、不服申立者に当該決定を通知するものとする。
- (3) 委員会は、再調査を行うことを決定したときには、通報者及び調査対象者に通知するものとする。
- (4) 再調査は、概ね50日以内に終了し、最高管理責任者に通報するとともに、当該通報者及び調査対象者に認定結果を通知するものとする。

8 調査結果の報告及び公表等

- (1) 最高管理責任者は、不正の存在を認定した報告を受けた場合は、通報等があった日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究

究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、研究資金配分機関に提出する。

(2) 前項の期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を作成し、研究資金配分機関に提出する。

(3) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、研究資金配分機関に報告する。

(4) 研究資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の推移状況報告、及び調査の中間報告を当該研究資金配分機関に提出する。

(5) 研究資金配分機関の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(6) 最高管理責任者は、個人情報、知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、原則として、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれているものを公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見がある場合には、その意見を併せて公表するものとする。

9 通報者及び調査協力者の保護

本学は、公的研究費の不正に関する通報を行った者（悪意に基づく通報を行った者を除く。）及び委員会が行う調査に協力した者が、通報又は情報提供を行ったことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けないよう、十分に配慮しなければならない。

10 守秘義務

相談窓口並びに通報窓口の責任者及び担当者、委員会の委員、委員会が行う調査の関係者は、本ガイドラインに基づく研究費不正に係る調査等を通じて知り得た情報等を他に漏洩してはならない。

11 事務

本学における公的研究費の不正防止に関する事務は、本部経理部において処理する。

12 補則

本ガイドラインに定めるもののほか、研究費不正の可能性がある場合の調査の手続き等に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。